

山岳等受入環境改善等事業実施要領

令和8年5月

環境省
自然環境局

山岳等受入環境改善等事業実施要領

1 目的

この実施要領は、山岳等受入環境改善等事業費補助金交付要綱（令和8年5月21日環自国発第 2605214 号、以下「要綱」という。）に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園等において山岳環境の保全等を推進するために必要な事業を実施し、訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることを目的とする。

2 事業者の要件

要綱第3条に規定する事業者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (5) 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- (6) 法律により直接設立された法人
- (7) 民間企業等で構成する協議会その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

なお、協議会は、次の要件を満たしていることとする。

- 1) 国の機関及びその職員が当該協議会の会長でないこと。
- 2) 当該協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、運営に係る規約等を定めていること。

3 交付の対象となる事業の要件

要綱第4条に規定する交付の対象となる事業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 国立公園等内の荒廃する登山道の保全対策及び周辺植生の復元等に関する事業

国立・国定公園内における登山道において、荒廃区間の補修、植生復元対策等を実施するもの。なお、本補助事業においては、木道、橋梁等の工作物の整備は本事

業の対象外となり、既存施設の機能改善、地道の路体維持、荒廃防止、周辺植生の保全に係る内容を対象とする。

(2) 登山道周辺の荒廃状況等の自然環境調査に関する事業

登山道の利用実態や荒廃状況等の把握を行い、今後の検討に必要な調査を実施するもの。

4 補助事業の採択

補助事業の実施主体のうち、自然公園法第 10 条第2項の規定に基づき、道路(歩道)事業を執行している又は事業執行者と維持管理に係る協定等を締結していること。

5 補助事業の委託による実施

補助事業者は、3の規定に定める補助事業の一部について、他の者に委託して実施することができるものとする。

6 交付額の算定方法

要綱第6条に規定する「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する」際に当該事業に係る地方公共団体からの補助金、交付金等による収入については控除の対象としないものとする。

7 補助事業の実施に係る留意事項

本補助事業の応募申請に当たっては、工作物の設置等の有無にかかわらず、当該国立公園を所管する環境省自然保護官事務所・管理官事務所等に当該補助事業の申請にあたり事前相談を行いたい旨を連絡し、具体的な事業計画をもって事前の相談を実施するものとする。

8 維持管理について

補助事業者が適切な維持管理を行うこと。

9 その他

事業の実施に当たっての細部の運用については、自然環境局国立公園課長 が別途定める。

附則

この実施要領は、令和8年5月 21 日から施行する。